# 2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた 多言語対応協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会は、2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、都市力の向上 のために欠くことのできない多言語対応の強化・推進のため、国の関係行政機関、関係地方公共 団体、政府関係機関、民間団体及び企業等がそれぞれの取組に係る情報を共有するとともに、基 本的方向の確認等により相互に連携・協働して取り組むことを目的とする。

#### (組織)

- 第3条 協議会は、別紙の協議会構成員をもって組織する。
- 2 座長は、東京都副知事及び内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長が共同で務める。
- 3 座長は、協議会構成員以外の者で多言語対応に関わりが深い者をオブザーバーとして協議会へ 出席させることができる。

#### (協議会)

- 第4条 協議会は、座長が招集する。
- 2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者 を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 協議会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席した協議会構成員の過半数をもって決する。
- 4 協議会の会議は、座長の判断で持ち回り等の方法をもって会議に替えることができる。

## (分科会)

第5条 協議会の円滑な運営を補助し、特定の議題について調査及び検討を行うため、協議会に次の表の左欄に掲げる分科会を置き、それぞれ右欄に掲げる者が会長を務める。

分科会	会長
交通分科会	東京都都市整備局都市基盤部長
道路分科会	東京都建設局道路保全担当部長
観光・サービス分科会	東京都産業労働局観光部長

- 2 分科会の調査及び検討は、原則として東京都内を対象として行う。
- 3 分科会は、その目的を達成するため、国及び都等が策定する多言語対応に関するガイドライン や指針等を踏まえつつ、必要な事項について専門的な調査及び検討を行い、適宜協議会へ報告す る。
- 4 分科会は、協議会において確認された基本的方向を踏まえ、必要に応じて具体的に調査及び検討を行う地域又は場所等を選定することができる。
- 5 分科会の構成員は、協議会構成員から座長が定める。
- 6 会長は、分科会構成員以外の者で多言語対応に関わりが深い者をオブザーバーとして分科会へ 出席させることができる。
- 7 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

# (プロジェクトチーム)

- 第6条 <u>座長は、特定の分野等について、広く意見を聴取し、調査及び検討を行うため、プロジェ</u>クトチームを設置することができる。
- 2 プロジェクトチームの議事運営に当たり、議長を置くことができる。プロジェクトチームの議 長は座長が指名する。
- 3 プロジェクトチームの調査及び検討に当たっては、協議会構成員のほか関係機関の参加を求めることができる。

# (事務局)

第7条 協議会の事務は東京都オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部が処理する。

### (雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

## 附則

- この規約は、平成26年 3月19日より施行する。
- この規約は、平成26年11月26日より施行する。
- この規約は、平成27年12月22日より施行する。
- この規約は、平成28年12月20日より施行する。
- この規約は、平成29年 6月22日より施行する。